

## 同期会支援規定（2020 年度改訂版）

國學院高等学校同窓会の同期生が同期会開催するにおいて、同窓会は下記の支援について規定する。

1. 同期会開催の案内状（往復はがき）の印刷・発送を同窓会で行う。  
案内の内容は別紙の文面とする（大きな文面の変更はしない）。
2. 「同期会開催支援申請（案内通知依頼）」を、同期会開催日の3か月前迄に同窓会事務局に提出してもらう
3. 同期会の案内状の発送は、同窓会事務局で管理している住所録で発送する。  
それ以外の追加発送はしない。
4. 恩師を招待する場合には招待名簿をご提出してもらい、同窓会事務局で招待状（往復はがき使用）を発送する。
5. 案内状発送と同時に、氏名のみ名簿を返信受付担当者に郵送する。
6. 個人情報保護のため、同期会開催日の2週間前迄に返信ハガキ及び住所に尋ね当たらなかったハガキを一括して、同窓会事務局に提出してもらう。
7. 同期会開催の案内を同窓会ホームページに掲載したい場合には、その旨を申請してもらう（同期会開催支援申請書に記載欄あり）。
8. 同期会開催当日に、同窓会事務局から取材に行くことがある。
10. 同期会開催日から1か月以内に、開催報告書（800字以内）と写真（データで4～6枚）を提出してもらい、同窓会ホームページに掲載する（従って人物の写真については、本人に掲載許可を必ず取っておいてもらう）。
11. 同期会開催にあたり、執行幹事たちが知り得た個人情報を第三者に開示しない旨の誓約書を取り付ける（申請書に記載）。
12. 30歳・40歳・50歳・還暦・古希に記念の同期会を開く場合には出席者（招待恩師を含み）1名あたり5,000円、支援額上限100万円とする支援を行う。
13. 12の支援額は、同期会支援金申請書の提出をもって金額を確定する。
14. 上記項目以外の取扱いについては別途協議に応ずる。

2020年6月6日 一般財団法人國學院高等学校同窓会